

**京都市建設局所管の都市公園における
災害対応型自動販売機設置・維持管理事業者募集要項**

京都市建設局所管の都市公園（以下「公園」という。）における防災機能の向上と更なる利便性向上を目的として、災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置・維持管理をしていただける事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。応募される場合は、必ずこの募集要項を確認し、各条件を御了承のうえ、お申し込みください。

1 募集の概要

(1) 業務内容

自動販売機及び空容器回収箱の設置・維持管理業務

(2) 設置許可期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで（自動販売機の設置及び撤去等に要する期間は、許可期間に含む）

(3) 設置対象公園

「自動販売機設置公園一覧」の4ブロック・85公園内を原則とする。ただし、設置事業者選定後の設置許可期間内であっても、設置事業者の提案により、本市と協議のうえ、次の条件の範囲で設置対象公園の増減を可能とする。

ア 設置対象公園の増減数は、各ブロックにつき、「自動販売機設置公園一覧」に記載の公園数から2公園程度とすること。

イ 設置対象公園の追加又は削減する場合は、本市及び当該公園の公園愛護協力会等の地域住民等に説明のうえで承諾を得ること。

【参考】各ブロックにおける令和6年度の売上本数

Aブロック（北区、上京区、左京区）	62,968本
Bブロック（下京区、南区、西京区）	75,873本
Cブロック（東山区、山科区、伏見区）	87,095本
Dブロック（中京区、右京区）	71,724本

※ 売上本数には、「自動販売機設置公園一覧」の赤字の公園を含まない。

(4) 使用料等

ア 使用料は、各ブロックにおいて、四半期ごとに、売上比例料金と最低使用料金を比較し、いずれか高い方を使用料とする。

＜売上比例料金＞

（ア）初年度（第2四半期分）

設置事業者が提案した年間売上見込額（税抜き）に提案歩率及び12分の1を乗じ、消費税及び地方消費税額を加えた額とする。

(イ) 初年度（第 3 四半期分）以降

各期（※）の前期分（※）における売上額の合計（税抜き）に提案歩率を乗じ、消費税及び地方消費税額を加えた額とする。

※ 各期及び算定する前期分の期間が 3 か月に満たない場合は、それぞれの期の許可日数で日割り算定することとする。

<最低使用料金>

自動販売機 1 台当たり、四半期額 3, 1 8 0 円（月額 1, 0 6 0 円）とし、これにブロック内の自動販売機数を乗じた額とする。

イ 使用料として「最低使用料金」が設定された場合において、設置事業者の責めに帰することができない事由により、1 月以上、自動販売機の設置ができない期間が生じる場合は、当該期間に限り、該当の自動販売機分の最低使用料の納入を求めないこととする。

なお、免除する期間は月単位で算出する。また、設置できない期間に 1 月未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てとする。

ウ 本業務を実施するために必要となる工事費、電気使用料その他設置・維持管理に係る費用は、設置事業者の負担とする。

2 応募資格要件

応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であり、かつ公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 2 9 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていない者。または、京都市競争入札等取扱要綱第 2 条第 1 項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績があり、円滑に実施していた実績を有する者。

3 スケジュール

公募に関する予定は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

6 月 5 日（木）	募集開始
6 月 2 6 日（木）	質問受付締切※
7 月 3 日（木）	質疑回答の公表
7 月 1 0 日（木）	参加申込み及び提出書類締切※
7 月下旬	書類審査（必要に応じてヒアリング）
7 月下旬	審査結果通知

※ 持参の場合の提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

とする。

※ 郵送又は電子メールの場合は必着とする。

4 設置の条件

(1) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶又はペットボトル等（びんを除く。）の密閉式の容器に入った清涼飲料水及びその他公園利用者の利便性向上に資する商品とする。酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売は禁止する。

なお、設置事業者の提案により、飲料以外の商品を販売することも可能とするが、各公園につき、飲料を販売する機種を1台は設置すること。

イ 販売価格

公園内に設置することを踏まえ、適正な価格を設定すること。

(2) 設置機種

ア 寸法は、次のとおりとすること。

(ア) 自動販売機（1台当たり）

幅：150センチメートル以内、奥行：100センチメートル以内、高さ：190センチメートル以内とする。

(イ) 空容器回収箱

各公園につき、90リットル程度の容量の空容器回収箱を設置することとするが、多くの空き缶等のごみが発生する場合は、増設等を行うこと。

なお、「自動販売機設置公園一覧」のスチール製回収箱設置の欄に黒丸が示されている公園には、スチール製の回収箱（幅：約50センチメートル、奥行：約56.5センチメートル、高さ：約183センチメートル）を設置すること。

イ 災害対応型の機種であること

(ア) 自動販売機の本体正面の目立つ位置に、災害対応型である旨を表示すること。

(イ) 災害発生時に飲料を無償で市民に提供することを前提とした機種とし、災害発生時において本市が必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

(ウ) 災害時にキースイッチの操作が必要な機種については、設置事業者がキースイッチを1本保管するとともに、本市にも1本提出すること。

なお、本市に提出されたキースイッチを、災害時に本市が委託・依頼する事業者に貸与する場合がある。

ウ 環境に配慮した機種であること

センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか、

省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した機器とすること。

エ 景観に配慮したデザインであること

- (ア) 自動販売機及び空容器回収箱は、マンセル値 10 R 3 / 2 相当のこげ茶色に塗装すること。

※1 本市では、景観に関する様々な地区の指定や建造物の指定等を行っており、公園の所在によっては工事着工前に申請等を要するため、設置事業者において規制区域を確認のうえ、必要な手続を行うこと。

※2 規制区域や手続に係る詳細は、都市計画局都市景観部のホームページを参照すること。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281799.html>

- (イ) 広告物（この場合、緊急連絡先及び商品サンプルの表示等、自動販売機を管理するうえで必要となる内容で、本市が承諾したものを除く。）の表示は、各公園周辺において指定されている京都市屋外広告物等に関する条例に基づき指定されている屋外広告物規制区域の規制内容に準じたものにする。

※3 屋外広告物の規制については、※2 に記載のホームページを参照すること。

※4 先斗町公園については広告物の表示を認めない。

(3) 設置に関する工事等

ア 自動販売機等の設置、撤去及び原状回復

- (ア) 自動販売機等の設置、撤去及び原状回復は、本市と協議のうえで設置事業者自らの責任で行うこと。これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担すること。

- (イ) 自動販売機設置予定箇所にある植栽等の公園施設が設置の支障となる場合は、本市と協議のうえ、設置事業者の負担により移設等を行うこと。

イ 自動販売機の電源確保

- (ア) 自動販売機の運転に必要な電気は、原則として設置事業者が電気事業者との間で契約を締結のうえ、供給を受けること。これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担すること。

- (イ) 引込柱が自動販売機設置箇所がない場合は、設置事業者が自動販売機横に引込柱を設置し、関電柱（電線）から直接引き込むこと。

- (ウ) 電気事業者の規則等により設置事業者と直接契約できない場合及び電源の確保が著しく困難な場合は、自動販売機設置予定箇所直近の公園施設（分電盤、便所、ハンドホール等）からの電源確保を認める場合がある。その場合、子メーターを設置し、四半期（3 か月）ごとに電気使用料を本市に支払うこと（本市から請求する電気使用料は、本市の契約種別に応じ、

本市が算定した額とする。))。

- (エ) 設置等を行った電源設備は、設置許可期間満了時に撤去すること。ただし、本市と協議を行い、問題ない場合は、撤去せず現地に存置することも可とする。

ウ 耐震対策等

自動販売機の設置に当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置することとし、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担すること。

エ その他

自動販売機の盗難、破損について、設置事業者の判断により、防止対策を施すこととし、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担すること。

(4) 維持管理

ア フルオペレーション対応すること

- (ア) 設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務(フルオペレーション)を行うこと。
- (イ) 特に、空容器回収箱は満杯にならないよう適切に管理し、定期回収に限らず、依頼があった場合は速やかに回収すること。
- (ウ) 衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守すること。

イ 緊急時の体制を整備すること

設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については全て設置事業者の責任において対応すること。緊急連絡先は有人のコールセンターとし、問合せ等に対し迅速に対応できる体制を整えること。

(5) 使用料の納付

使用料は、本市が発行する納入通知書により納入すること。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、都市公園法に基づく公園施設設置許可を取り消す場合がある。

なお、この場合において、自動販売機等の撤去に要する費用、その他一切の経費は、設置事業者の負担とする。

(6) 現設置事業者からの引継ぎ

現設置事業者と協議のうえ、できる限り空白期間を設けないよう努力すること。

(7) その他遵守事項

ア 事前協議の徹底

(ア) 設置や維持管理の内容及び作業時間等については、事前に本市と協議のうえ、公園利用者に支障を来たすことのないよう十分に注意して行うこと。

(イ) 設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、事前に本市と協議すること。

イ 販売実績の報告

設置事業者は、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により、毎月の販売実績を報告すること。

ウ 権利の第三者への譲渡等の禁止

本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡等を禁止する。

エ 特別の事情が発生した場合の協議

特別の事情が発生した場合は、本市と設置事業者との協議のうえ、本募集要項に定める内容を一部変更する可能性があるが、誠実に協議に応じること。

オ その他定めのない事項

その他定めのない事項については、本市の指示に従うこと。

5 質疑について

本件に関する質問がある場合は、質問票（様式4）により、令和7年6月26日（木）午後5時までに、電子メールにより提出すること。質問に対する回答は、令和7年7月3日（木）までに京都市情報館に掲載する。

当該回答は、本募集要項と一体のものとして、本募集要項と同等の効力を有するものとする。

質疑提出先：京都市建設局みどり政策推進室（担当：野瀬、浦野）

M a i l : ryokusei@city.kyoto.lg.jp

6 応募手続

(1) 応募方法

応募申込書に、必要事項を記載のうえ、必要書類と併せて、締切までに、「10 提出及び問合せ先」に提出すること。

なお、複数のブロックに応募することも可能とする。

提出方法は、持参、郵送又は電子メールのいずれかにより行うこと。

(2) 必要書類

次の書類について、それぞれ、原本1部及び副本1部を提出すること。

なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、ク〜セに掲げる書類も提出すること。

ア 応募申込書 **様式 1**

イ 事業者の概要が分かる資料（会社案内等）

ウ 業務実施体制表及び従事者の経歴

エ 業務実績が分かる資料

清涼飲料水自動販売機の設置・販売業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していることを証明する資料

オ 販売予定品目

カ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

キ 直近1年分の決算書（貸借対照表及び収支計算書）の写し

ク 使用印鑑届 **様式 2**

ケ 誓約書 **様式 3**

コ 印鑑証明書

サ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

シ 納税証明書（国税等）

ス 水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを証明するもの

※ コ、サ、シ及びスについては、応募日前3か月以内に発行のもの。

※ 電子メールによる提出の場合は、次の内容について注意すること。

ー 提出書類は、1つのPDFファイルに統合すること。

ー メールの件名は、「【参加申込】自動販売機設置・維持管理募集」とし、本文には、会社名、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

ー 電子メールの送信後、電話により受信確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和7年7月10日（木）

※ 持参の場合の提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※ 郵送又は電子メールの場合は必着とする。

(4) その他留意事項

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

応募事業者から提出された提案書等の書類の内容について、「(2) 評価基準」に基づき審査を行い、設置事業者及び次点者を選定する。設置事業者を選定された者が応募資格を満たしていないことが判明した場合や、本市との詳細協議の結果、合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者

を設置事業者の候補とする。また、応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとする。

なお、合計点が60点を下回る場合は、設置事業者として選定しない。

(失格要件)

ア 応募事業者が資格要件を満たしていないと本市が判断した場合

イ 本事業を遂行するのに十分な実績又は資力が無いと本市が判断した場合

ウ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合

エ その他不正行為があったと認められる場合

(2) 評価基準

次の評価基準に基づき、本市において審査のうえで決定します。

表 評価基準

区分	配点	評価項目	評価の視点
収益性	60点	提案歩率	・ 本市収入額
信頼性	10点	実績	・ 設置及び運営実績等
		維持管理体制	・ 商品補充、メンテナンス体制等
社会 貢献	20点	利便性の向上	・ 公園やその周辺における立地条件等の 環境を踏まえたサービスの展開等
		社会貢献等の 取組	・ 子育てや災害対策等に資する機能の付 加による社会問題の解決に向けた提案
		その他	・ キャッシュレス決済対応の自動販売機 の台数等
その他	10点	その他、特筆 すべき事項	・ 本市への貢献等、特筆すべき事項に対す る評価等
合計	100点		

(3) ヒアリング審査

提出書類に基づく書類審査を原則とするが、必要に応じて応募事業者に提出書類の内容についての説明を求める場合がある。その際には、審査委員によるヒアリング審査（面接等）を行う。ヒアリング審査を行う場合には、別途、各応募事業者に通知する。

【審査委員】（4名）

建設局みどり政策推進室長

建設局みどり政策推進室みどり企画課長

建設局みどり政策推進室公園管理課長

建設局みどり政策推進室公園利活用第一課長

(4) 選定結果の通知

選定結果については、応募事業者全員に電子メール等により通知するとともに

に、京都市情報館において、決定した設置事業者の名称及び公募参加事業者の評価結果を公表する。

なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

8 選定後の手続

設置事業者は、本市指定の様式により、令和7年8月15日（金）までに、都市公園法第5条第1項の規定に基づく「公園施設設置許可申請書」を各土木みどり事務所に提出すること。手続に係る費用は、設置事業者の負担とする。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに公園施設設置許可の手続に応じなかったとき
- (2) 設置事業者の決定後、「2 応募資格要件」を満たさなくなったとき
- (3) その他、本市が公園施設設置許可の相手方として不適当と認めたとき

10 提出及び問合せ先

京都市建設局みどり政策推進室（担当：野瀬、浦野）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

（京都市役所分庁舎3階）

電話：075-222-4114

Mail：ryokusei@city.kyoto.lg.jp